なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が36箇所存在するが、このうち９箇所については発掘調査が完了しており、既に記録保存等の措置が講じられている。起業者は、残る27箇所についても鳥取県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、現道における交通混雑の緩和及び線形の良好な道路の整備などによる安全かつ円滑な自動車交通の確保を主な目的とし、道路構造令による第１種第２級の規格に基づく４車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、平成17年６月21日に都市計画決定された都市計画と、構造変更を行った箇所及びのり面等を除き、基本的内容について整合しているものである。

さらに、本体事業の施行に伴う附帯工事及び市道の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は自動車交通量が多く、慢性的な交通混雑が発生していることなどから、できるだけ早期に交通混雑の緩和等を図る必要があると認められる。

また、鳥取市長を会長とする国道９号整備・山陰自動車道建設促進鳥取県期成会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　鳥取県鳥取市役所

第６　収用又は使用の手続が保留されている起業地　鳥取県鳥取市鳥字土居ノ下、大椀字大所、字白木、字西白木、字下前田、字僧ケ谷奥、字僧ケ谷ノ壱、字村土居、字村土居ノ一、字後谷及び字上ノ畑、里仁字岩ケ谷ノ一並びに桂見字日焼及び字鍋ヒ地内

○防衛省告示第三十七号

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十三年防衛省告示第二百二十八号（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の規定に基づき土地等の使用の認定をした件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月三日

防衛大臣　小野寺五典

三中「沖縄県那覇市泊一丁目四番地一四」を「沖縄県那覇市前島三丁目二四番地三の一」に改める。

国会事項

衆議院

議案提出

二月二十七日議員から提出した議案は次のとおりである。

国家公務員法等の一部を改正する法律案（渡辺喜美外三名提出）

議案撤回申出

二月二十七日議員から次の議案を撤回する旨の申出があった。

国家公務員法等の一部を改正する法律案（渡辺喜美外三名提出、第百八十五回国会衆法第一〇号）

質問書提出

二月二十七日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

ＮＨＫ会長が理事に辞表提出をもとめた件等に対する政府の見解に関する質問主意書（鈴木貴子提出）

いわゆる「証人テスト」に関する再質問主意書（鈴木貴子提出）

国の自殺対策や精神保健医療福祉施策を方向づける検討会の構成員の利益相反に関する質問主意書（小池政就提出）

介護保険の要支援サービスの費用抑制に関する質問主意書（山井和則提出）

会議

二月二十八日（金曜日）　午後二時　本会議

人事異動

厚生労働省

中央社会保険医療協議会公益委員に任命する（三月二日）

松原由美

会計検査院

（第四局農林水産検査第四課長）

会計検査院事務官　星野昌季

第二局厚生労働検査第二課長に配置換する

（事務総長官房審議官（第四局担当））同　鈴土靖

第四局農林水産検査第四課長に併任する

併任の期間は平成二十六年三月二日までとする（以上三月一日）

（第二局防衛検査第一課原価検査室長）会計検査院事務官　芳賀昭彦

第四局農林水産検査第四課長に昇任させる（三月三日）

最高裁判所

東京地方裁判所判事　朝倉佳秀

東京高裁判所事務総局人事局給与課長を免ずる

東京高等裁判所判事に補する

東京高等裁判所判事　春名茂

東京高裁判所事務総局人事局給与課長を命ずる（以上二月二十日）

横浜地方裁判所判事　高橋徹

札幌高等裁判所判事に補する

札幌高等裁判所部の事務を総括する者に指名する（二月二十一日）

さいたま地方裁判所判事兼さいたま家庭裁判所判事　堀内明

福島家庭裁判所判事に補する

福島家庭裁判所長を命ずる（二月二十四日）

○定年退官

判事山本哲一は二月二十一日限り定年退官

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第一項の規定に基づき、日本貸金業協会の業務規程の変更を認可したので、同法第四十一条の十二第三号の規定により公示する。

平成二十六年三月三日

金融庁長官　畑中龍太郎

認可日　平成二十六年二月十九日

講習事務規程

第１章　総則

（目的）

第１条　この講習事務規程（以下「規程」という。）は、貸金業法（昭和58年法律第32号。以下「法」という。）第24条の42及び貸金業法施行規則（昭和58年大蔵省令第40号。以下「施行規則」とい